

令和4年度 市民協働モデル事業 実施案内

【応募期間】 5月2日（月）～
5月16日（月）

鹿沼市 市民部 地域活動支援課

電話：0289-63-2241

FAX：0289-60-1001

メール：katsudou@city.kanuma.lg.jp

1. 趣旨

本事業は、市民と市が協働で地域の課題解決にあたり、市民自治と協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。

新しい事業を始めて鹿沼に貢献したい！
事業を継続させ、より良い鹿沼を創っていきたい！
という方へ…

利用するとこんなイイこと！市がサポートします！

- ・事業の立ち上げや、継続に係る資金面の一部を支援します！
- ・市ホームページ・広報紙にて、あなたの事業を積極的にPRします！

～過去の利用団体からの声～

- ・事業を始めるにあたっての資金面の補助は大変ありがたかった。
- ・この事業をきっかけに、継続して活動を行うことができるようになった。
- ・活動の幅、質が向上し、事業への参加者を増やすことができた。等

市民協働モデル事業で、ぜひアイデアを実現させてみませんか？

2. 補助事業について

コース、条件	補助限度額、補助率、交付回数	採択事業数
(1)ファーストステップコース 地域課題解決のために実施する新規事業	補助限度額：7万円まで 補助率：対象経費の10/10 交付回数：1回まで	4事業程度
(2)ステップアップコース 令和3年度までの採択事業の拡充・発展性のある事業	補助限度額：10万円まで 補助率：対象経費の1/2 交付回数：2回まで	2事業程度

※(1)、(2)につきましては、複数団体による連携事業も可とします。

※同一団体で事業を複数申請することはできません。

※交付回数について…令和3年度までのファーストステップ事業、セカンドステップ事業も含まれます。

※採択事業数について…各コースの申請事業数に応じて、採択事業数が変わる場合がございます。

協働・共創のまち
鹿沼へ



3. 事業全体のスケジュール

5月2日（月）	企画書等受付開始
5月16日（月）	企画書等提出締切
5月28日（土）	審査会（公開プレゼンテーション）
6月上旬	事業採択可否の通知、採択団体へ申請書等提出依頼
6月30日（木）	申請書等提出期限
7月上旬	補助金交付決定の通知、事業実施
7月下旬	前金払い希望団体へ補助金入金
事業終了後3月末まで	事業終了、実績報告等提出、書類審査後補助金額の確定通知

企画書・予算作成に困ったら
 <<ふらっと>>へご相談を！
 (P6 参照)

事業実施中も、
 事業の PR、書類作成
 や運営のアドバイスなど
 <<ふらっと>>がサポートします！

4. 対象事業

- (1) 市民活動団体等（5名以上の構成員とする）が実施主体として企画・実行する、鹿沼市のまちづくり・地域づくりの推進を図る公益的な事業とします。
- (2) 対象とならない事業は下記のとおりです。
- ①政治活動、宗教活動
 - ②営利活動のみを目的とするもの
 - ③特定の地域において従前から継続的に開催されているイベント等
 - ④本市に関連性のない事業
 - ⑤その他、公益性が認められない事業
- ※なお、市と連携して実施する事業の場合は、事前に担当課との協議・調整を行った事業を対象とします。

5. 事業に係る経費について

○補助対象となる経費

経費	内容
報償費、謝礼	団体外講師、指導者への謝礼金等（1日20,000円を限度とする） ※申請団体構成員、関係者（法人理事等）に支払われるものを除く
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、コピー代等
消耗品費	看板作成、紙代、材料費等
通信運搬費	開催案内などの郵送料等
飲料・食料代	事業開催時における熱中症対策のための飲料代、調理を伴う事業での食材購入の経費
保険料	事業参加者の保険、イベント保険等
備品	事業実施に必要な備品であり、必要最低限のもの

景品、賞品代	一定の成果を出した人に配布するもの ※参加者全員に配布するものを除く
啓発品代、 記念品代	事業PRのため、不特定多数に配布するもの
使用料	会場使用料、駐車料等
賃借料	機材レンタル料、バス借上げ料等
雑費	支払手数料、振込手数料等
本表に属さない科目がある場合は、事前に地域活動支援課までご相談ください。	

※他の補助金、助成金、交付金又は委託を受けている事業でも利用可能ですが、同一支出に対して重複して交付を受けている経費は対象外となります。また、他の補助金等において条件が設定されている場合がありますので、ご注意ください。

※補助対象となる経費には、実績報告の際に領収書等の支払実績のわかる資料が必要です。領収書等が無い経費は補助対象とはなりません。

市民の皆さんからの大切な税金による補助金ですので、慎重な費用計画、経費の支出をお願いします。

○補助対象費とならない経費の例

経費	内容
不動産や施設の取得費	事業終了後に団体の所有となるもの
事務所に要する経費	事務所の家賃、光熱費等
研修費	効果が団体に帰属すると認められるもの
経常活動に要する経費	事務所までの交通費、対象事業以外への募集案内・団体パンフレットの紙代・印刷代等
食事代	団体構成員、参加者が単に食事をするためのもの

6. 事業の応募

応募期間：令和4年5月2日（月）～5月16日（月）

提出物：別紙1 企画書・収支計算書、別紙2 構成員名簿

審査会：5月28日（土）13時15分～（予定）

10分程度のプレゼンテーションをしていただきます。

プレゼンテーションは公開とし、その様子を撮影し、事業PRのため、市、ふらっと等のホームページで活用させていただきます。

7. 事業の審査及び採択

市は、提案された事業について、市民参加の審査会を開催し、事業内容の審査を行い、審査結果に基づき事業の採択を行います。

審査会における審査のポイント、評価基準等は、次のとおりです。

【審査のポイント】

下記の点を考慮して事業計画の立案、計画書類を作成してください。

項目	審査のポイント	評価点数
①公益性・課題解決	<ul style="list-style-type: none"> 市内で実施される公益的な事業であるか。 身近な地域課題について、その解決を目指す事業であるか。 	3点：非常に評価できる
②市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な効果、成果等が期待できるか。 市民サービスの向上を目指す事業であるか。 	
③継続性	<ul style="list-style-type: none"> 継続及び発展が期待できる事業であるか。 	
④実現性、新型コロナ感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の知識や経験をいかした計画的な事業であるか。 事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。 新型コロナ感染症対策のアイデア、感染拡大時の代替案等は検討されているか。 	2点：おおむね評価できる 1点：やや評価できない
⑤費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 費用は必要最低限の金額であるか。 代替案等による経費削減の余地はないか。 	0点：評価できない
⑥団体の実施能力	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っているか。 円滑に事業を実施できる能力を有しているか（関連団体等との協議・調整を含む）。 	
⑦補助事業の種類に応じた観点	<ul style="list-style-type: none"> (1) ファーストステップコース <ul style="list-style-type: none"> 新規性のある事業か。 (2) ステップアップコース <ul style="list-style-type: none"> これまでの事業から、拡充・発展性のある事業となっているか。 	2点：評価できる 1点：やや評価できない 0点：評価できない

※審査会においては、各審査員が上記項目①～⑥については3点満点、⑦については2点満点の合計20点満点で採点し、12点以上を可とします。

採択すべき事業は、審査委員の過半数で決し、可否同数の場合は審査委員長の決するところによります。

また、令和4年度より、審査会に「除斥」制度を設けます。

「除斥」制度とは…審査委員が申請団体の構成員の場合は、当該審査に関与しないとする制度のこと。

8. 事業の実施

補助事業に採択された団体は、次に掲げる書類を提出し補助金交付を申請してください。別添審査のポイントを参照し、事業計画を作成してください。

(1) 補助金等交付申請書（様式第1号）

(2) 補助事業等実施計画・収支内訳書（様式第2号）

※必要に応じて、その他の書類の提出を依頼する場合があります。

9. 補助金の請求（事業実施前でも交付可能。）

補助金の交付が承認された団体は、次に掲げる書類を提出し補助金を請求してください。事業実施前に補助金の交付を希望する団体は（１）を、事業完了後の交付を希望する場合は、事業報告後に（２）を提出してください。また、それぞれ必要に応じ（３）の書類を併せて提出してください。

- （１）補助金等交付前金払請求書（様式第12号）
- （２）補助金等交付請求書（様式第11号）
- （３）その他の書類（委任状（様式第13号）、入金口座等の書類等）

10. 事業の報告

本事業を実施した団体は、事業が完了したときは、3月末までに次に掲げる書類を提出し事業完了の報告してください。

- （１）補助事業等実績報告書（様式第8号）
- （２）補助事業等成果報告・収支決算書（様式第9号）
- （３）事業実施成果物等

また、市からの依頼に基づき市民協働の普及啓発について、実施報告会等での事業成果報告など、市民協働推進事業のPRに協力していただきます。

11. 問い合わせ・提出先

市民部 地域活動支援課 市民協働係 担当：安生、川田
住所：〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1
電話：0289-63-2241 FAX：0289-60-1001
メール：katsudou@city.kanuma.lg.jp

❀かぬま市民活動広場ふらっと❀

「アイデアはあるけど具体的な事業の計画が立てられない！」

「補助金以外の予算の考え方がわからない！」という方は、

《かぬま市民活動広場ふらっと》に相談してください。事業計画や事業実施のアドバイスをすることができますので、ぜひご利用ください。

※相談は事前予約制とさせていただきます。また、ご相談には真摯に対応しますが、審査に通らない場合などもありますことをご了承ください。

〒322-0054 鹿沼市下横町1302 まちなか交流プラザ1階
TEL：0289-60-2212 FAX：0289-60-2213
MAIL：sapo@kanuma-flat.org URL：<https://www.kanuma-flat.org>
開館時間：平日9：00～21：00 日・祝9：00～19：00
休館日：水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

※ふらっとの利用団体登録も随時受け付けています。各種講座や助成金情報など活動に役立つ情報が盛り沢山ですので、ご登録をお願いします。

鹿沼マンガ・イラスト展

〔令和2年度ファーストステップ事業〕
補助額 10万円

鹿沼市民文化祭マンガ・イラスト展の代替事業として企画し、例年とほぼ同じ規模で開催することができました。マンガ・イラスト愛好者の発表の場を確保し、鹿沼の若者文化の振興に寄与するとともに、「鹿沼マンガ・イラスト協会」設立に向けての準備とPRを進め、今後の正式な設立への足掛かりを築くことができました。

【鹿沼マンガ・イラスト協会設立準備会】



チラシの作成や
会場の借上料等
に補助金を活用
しました



展覧会の様子

いちごいちえ鹿沼川柳大会

〔平成30年度いちごいちえプロジェクト〕
令和元年度セカンドステップ事業
令和2年度セカンドステップ事業
補助額 8万円、5万円、5万円

平成30年度のいちごいちえプロジェクト（当時のテーマはいちご市のPR事業）に採択されてから、3年間事業を継続できました。県内唯一の全国規模の川柳大会のため、川柳情報誌での開催PRや募集をし、全国より100名を超える参加者を集めて開催することができました。令和2年度はコロナ禍により誌上大会のみとなりましたが、昨年を超える182名の参加がありました。これまでの取り組みで、全国の川柳愛好者へこの大会が定着してきたと感じています。モデル事業の補助対象上限期間（最長3年）を経過しますが、これまでの経験と実績を生かし、今後は自立した事業運営で、第4回以降の大会を継続して実施していきたいと思えます。

【かめま川柳会】



大会記念誌の作
成や選者への謝
礼、入賞賞品(い
ちご)の購入等
に補助金を活用
しました



令和元年度大会の様子

朗読劇 cry!cry!!cry!!! 犬達の遺言

令和2年度ファーストステップ事業
令和3年度セカンドステップ事業
補助額10万円、5万円



一般公演



南摩中学校での公演

私たちは、動物愛護や殺処分を身近に感じてもらい、「命の大切さ」を伝えることを目的に、収容された9匹の犬の殺処分前の7日間を描いた朗読劇の上演を行いました。令和3年度はコロナ禍でさまざまな制限を受けながらも、4月に一般公演、また12月には目標であった中学校での公演を実現でき、若い世代を含め、多くの方に観劇していただくことができました。

公演のために結成した実行委員会ですが、資金はなく、当事業の助成金により、観劇料だけでは賄いきれない経費に充当することができ、とても助かりました。一人でも多くの方が、観劇をきっかけに「命の大切さ」を感じていただけるよう、これからも細く長く、活動を継続していきたいと思っております。

【朗読劇 cry!cry!!cry!!! 犬達の遺言
公演実行委員会】

子ども地域福祉協力隊Ⅱ

令和2年度ファーストステップ事業
令和3年度セカンドステップ事業
補助額10万円、5万円



車椅子で電車に乗る体験



アイマスク、白杖で歩く体験

地域づくりと福祉の担い手となる小学生とその保護者を対象に、参画・協働のマインドを育てるために昨年に続き、令和3年度も子ども地域福祉協力隊事業を実施いたしました。

今回は午前中、「車椅子で電車に乗ろう」、午後には、「アイマスクと白杖で町を歩いてみよう」の二つの体験を行ないました。更にこれを踏まえて、みんなで考える時間を持ちました。事業の実施にあたって、東武鉄道、社会福祉協議会、ガイドヘルパー、障がいをもつ方々等多くの協力をいただきました。

短い時間ではありましたが、この協力隊事業に参加して、それぞれに感じたことを今後に活かしていただければありがたいことですし、このような機会を引き続き作っていきたいと考えております。

【NPO法人栃木かぬま教育支援ネットワーク】